

金沢市芸術文化ホールで 同時通訳を行う会議を開催予定の方へ

金沢市同時通訳会議等開催費支援制度のご案内

- ①同時通訳を行う会議等の開催に関する費用(同時通訳者の報酬、交通費など)を補助
- ②同時通訳設備の仮設・オペレーティングに係る費用を負担

※①・②併用可

● 対象

金沢歌劇座、金沢市文化ホール又は金沢市アートホールにおいて、同時通訳設備を用い行う会議や学会、講演会など。

● 補助・負担額

- ①同時通訳者の報酬及び交通費その他同時通訳を行うために必要な費用の1/2
(限度額15万・10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
 - ②同時通訳設備の仮設・オペレーティングに係る費用の全額
- ※ ①・②ともに同時通訳設備の使用料金は除く。

	金沢歌劇座	金沢市文化ホール	金沢市アートホール
所在地	金沢市下本多町 6-27	金沢市高岡町 15-1	金沢市本町 2-15-1 ボルテ金沢6階
主な施設	ホール 1919 席 大集会室 シアター形式 400 席 ほか	ホール 899 席 大集会室 シアター形式 400 席 (第1区画シアター形式 220 席) (第2区画シアター形式 130 席) 大会議室 シアター形式 210 席 ほか	ホール 308 席
連絡先	TEL: 076-220-2501 FAX: 076-222-9000	TEL: 076-223-1221 FAX: 076-223-1299	TEL: 076-224-1660 FAX: 076-224-1668

※金沢市アートホール…R2.12.1~R3.8.31 大規模改修工事のため休館

■問い合わせ・書類提出先(申請手続きは裏面をご覧ください)

〒920-8577(住所記載は不要)

金沢市文化スポーツ局文化政策課 TEL(076)220-2442 FAX(076)220-2069

E-mail bunshin@city.kanazawa.lg.jp

①同時通訳会議等開催費補助金について

(1) 事前手続きについて

会議等を開催する30日前までに「要望書」を提出してください。
提出された要望書を確認の上、交付内定額を連絡します。

(2) 補助金交付額について

実際に交付する額は下記のとおりです。

実際に要した金額(領収書で確認できるものに限る)の2分の1に相当する額で、かつ、1会議等につき15万円を限度とします。

(3) 申請手続きについて

会議等終了後15日以内に、(4)の手続きをとってください。

(4) 提出書類について

提出書類①～⑥を金沢市文化政策課に提出してください。

(提出書類)

① 補助金交付申請書

② 請求書

③ 銀行通帳のコピー(表紙とその次のページ)

※ 銀行名(支店名等含む)及び口座番号を確認するためのものです。

※ 申請者名と異なる名義の銀行口座への振込みを希望する場合は、委任状が必要です。

④ 報酬・交通費等の確認できる領収書の写し等

⑤ 当日写真4～5枚(会議の様子や、同時通訳の様様を写したもの)

⑥ 会議等の開催概要がわかる書類

(5) 補助金の支払いについて

補助金は後払いで、書類受理後約1ヶ月で口座に振り込みます。

②同時通訳設備仮設・オペレーティング費用について

(1) 申請手続きについて

会議等を開催する30日前までに使用する施設に「会議等の開催概要がわかる書類」、「同時通訳設備の仕様が分かるもの」を提出してください。
提出された書類を確認の上、負担の可否を連絡します。

(2) 設備とオペレーティングの手配及び費用負担について

- 負担が決定した会議等は、(1)で提出いただいた仕様にもとづき、当方で設備とオペレーティングを手配し、当日の運用を実施します。なお、当日のオペレーティングに際し必要な事項は、当市が手配した業者と直接打ち合わせしていただく場合があります。
- 本件に関する設備とオペレーティング費用は、当市で負担します。